

企画総務委員会 100条調査「総合設計制度等に関する調査」 (第2回中間報告)

1 はじめに

令和2年第1回千代田区議会定例会において、当企画総務委員会に 100条調査権が付与されました「総合設計制度等に関する調査」について、令和2年第2回千代田区議会定例会における中間報告以降の審査の経過等についてご報告申し上げます。

この間、引き続き、千代田区及び三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、三井または三井側と言いますが）、及び関係機関より資料の提出を受け調査を行うとともに、6月16日の千代田区長石川雅己氏の証人尋問に続き7月29日には石川雅己氏次男石川雅也（いしかわまさなり）氏を、10月9日には現千代田区教育長の坂田融朗（さかたみちあき）氏を証人として喚問し、証人尋問を行ってきた。

一方、去る9月18日には、石川雅己氏夫人石川月恵（いしかわつきえ）さんの証人尋問を予定していましたが、石川月恵さん

は正当な事由を示すことなく当100条調査に協力しない旨を書簡において一方的に表明し、証人としての出頭を拒絶した。

2 これまでの調査により明らかになった事項

前回中間報告までに、「パークコート三番町ヒルトップレジデンス」の一室が石川雅己氏、同夫人石川月恵さん、及び、次男石川雅也（いしかわまさなり）氏の希望に沿う形で、販売事業者である「三井」が一般に販売しない「事業協力者住戸」として確保した上で、石川氏側に申し込みも抽選もない形で優先的に販売した事実経過について、調査を進めてきた。

その結果、石川区長の本年3月9日の令和2年第1回千代田区議会定例会予算特別委員会での答弁及び6月16日実施の証人尋問における証言の内容に疑わしい点が数多くあることが明らかになった点は前回の中間報告の中で述べたとおりである。

3 告発議決及び告発とその間の違法な議会解散

こうした証言の拒絶や偽証並びに偽証と思われる事項が明らかになったため、千代田区議会は、明らかな証言拒絶と偽証に該

当する事項について、令和2年7月27日開会の「令和2年第1回千代田区議会臨時会」において、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、石川区長を地方自治法第100条第3項の証言拒絶、同第7項の偽証により、刑事告発する旨を賛成多数で可決し、8月26日東京地方検察庁に告発した。

この間、石川区長は区議会の告発議決が「客観的に不信任議決と認められる」として、令和2年7月28日14時頃、突然千代田区議會議長のもとを訪れ、一方的に千代田区議会を解散する旨の通知を行った。

そもそも、地方自治法第100条に基づき首長の告発を議決することをもって、首長が地方議会を一方的に解散することが可能とするならば、議会による100条調査は形骸化することになり、法の趣旨を逸脱し、係る行為は全国の地方議会に対する石川区長の暴挙と言わざるを得ない地方自治の破壊行為である。

また、今回の100条調査による告発は、予算案の否決など法に特段の定めがある事項に該当せず「議会の意思」として首長に対する不信任議決である旨を明らかにし、そのことを首長に通

知したものでもない。

従って、石川区長による違法な解散通知による議会解散に関する当時の高市総務大臣の記者会見におけるコメントや地方自治法を所管する総務省自治行政局の見解、さらには、過去の判例を参考にしても、不信任と見做すことができないことは明らかである。

千代田区議会は、この臨時会で区民の命と暮らしを守るために、時機を失すことなく包括的施策を行う必要があるとして石川区長自らが提出した「新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算」を審議していた最中の出来事であった。

区議会は突然のこと驚きつつも、解散通知は違法である旨表明し、正当な行為として、区長並びに理事者に予算審議の場への出席を再三再四求め続けた。

しかし、区側は、区長、副区長のみならず、教育長や区の理事者についても出席を頑なに拒み続け、あろうことか石川区長は公然と区議会に対し「議会は解散されている」と言い続けた。

こうした石川区長の行為は、区議会において7月29日18時

から予定していた石川区長次男石川雅也（いしかわまさなり）氏に対する証人尋問の妨害工作を意図したものとも考えられ、これまでの長い石川区政の中で、恣意的な幹部の定年延長の問題、私的な事務を公務時間中に職員に行わせていた事實を含め、区議会から度々指摘されてきた区政の私物化であると改めて指弾せざるを得ない。

この混乱は、千代田区議会の全議員が東京地方裁判所に対し、7月31日付で行った「解散処分無効確認訴訟」並びに「執行停止申立事件」に基づき、東京地方裁判所が下した8月7日付の「執行停止決定」により、石川区長が8月11日付で千代田区議会宛てに「千代田区議会の解散取消しについて」を通知するまで続いた。

また、この間、区の理事者も議会への出席のみならず、100条調査に関する資料提出要求や様々な情報提供にも一切応じることなく、何ら石川区長の違法な手続きを改めさせる努力もせず、唯々諾々（いいだくだく）と黙認し続けた。

日本国憲法第15条が、全て公務員は全体の奉仕者であつて

一部の奉仕者ではないと定めていることは改めて述べるまでもないことである。

この日本国憲法の趣旨に立った上で、地方行政に携わる公務員は、地方公務員法により法令等及び上司の職務上の命令に従う義務及び職務に専念する義務を有している。

しかしながら、地方行政に携わる公務員は、先ず、法令に従う義務があるのであるから、上司の職務上の命令の内容・手順・手続きに重大且つ明白な違法性がないことが、職務命令遵守義務の当然の前提である。

この点、坂田教育長は去る10月6日の予算・決算特別委員会における答弁の中で、なぜ、教育長は委員会に出席しなかったのかを問われ、「職務命令に明らかな瑕疵が認められない場合、その命令は有効であると見做される」との趣旨の詭弁ともいえる答弁を行い、その上で、何ら反省の姿勢すら示そうとしなかった。

今回の石川区長による議会解散通知は、先に述べた通り、国の見解、判例等も含め、如何に解釈しようとも明らかな重大且つ明白な違法行為であり、これに基づいてなされた石川区長の指示

に従い、区議会への出席を拒み議会審議を滞らせた理事者の姿勢は到底看過できず甚だ遺憾である。

さらに言えば、一部の理事者は、議会からの指摘に対し、「見解の相違」と述べるのみで、その見解の根拠などについて、一切明らかにすることことができなかつた。

現下の区の執行体制は正常とは言えないことを指摘しておく。

4 石川区長次男石川雅也氏証人尋問で明らかになった事項

次に、石川区長が予算特別委員会での答弁や証人尋問での証言において、当該マンションの住戸を購入する手続き等については全て次男が行い、自身は一切関与していない旨を主張していることから、「事業協力者住戸」の購入の経緯・経過を一層明らかにするため、令和2年7月29日石川区長次男石川雅也

(いしかわまさなり) 氏の証人尋問を 18 時から行った。

冒頭、石川区長による区議会解散通知に関して、証人から「意見書」の提出の申し出があり、委員長の判断で特別に提出を認め、その説明についても発言を許可したところである。

この「意見書」の趣旨としては、議会は石川区長により解散されており、議員としての資格のない者による法令上根拠を欠く尋問手続きであり、証人尋問を実施しないよう要請するものであった。

一方で、同時に区議会宛て提出された「証人補助者の出席について」許可を求める願いは千代田区議会議長宛となっていた。

両書面は、著しく整合性を欠く書面であり、証人に加え、さらに配慮の上、証人補助者の発言も許し、説明を求めたが明確な回答を得るに至らず、最終的には、過ちを認め、区議会を不存在とする証人提出の「意見書」について、証人の意思で取り下げる意向が示された。

このことにより、実質的な証言開始までにおよそ 50 分を要する結果となったことは事実として明らかにしておきたい。

当日の証言では、多くの質問に対し、「覚えていない」、「記憶はない」と繰り返すばかりであった。

しかし、石川区長が行政庁として許可したマンションであることについて、何らかの注意喚起がなかったのかについては「私が主体的に行った契約で相談もしていないし、止められたこともない」と明確に証言する場面もあった。

また、「事業協力者住戸」の説明があったかについて、石川区長の議会での答弁では「事業協力者住戸」の説明がなかったとした上でそのことを「次男にも確認した」と明快に述べていることを指摘すると、証人は「説明があったということも記憶がないし、あったかどうかも定かでない」と証言し、石川区長の議会への説明と次男の証言内容は矛盾するものであった。

さらに、石川区長及び次男の代理人弁護士が令和2年6月8日付で三井側に照会した文書や同6月26日付の読売新聞の記事の中で、「2016年1月9日のモデルルーム来訪時、三井側から本日申し込めば優先的に購入できると持ち掛けられて購入した」と明らかにしていることから、その事実を問うと「覚えてい

ない」と証言した。

この三井側への照会文や読売新聞の石川区長への取材を基にした記事は、次男の証人尋問が行われる直前から遡っても数ヶ月の間に次男の記憶を確認した上で石川区長が明らかにしたものであると思われ、この点、全く不誠実な証言と指摘せざるを得ない。

区の総合設計制度及び地区計画制度に係る事務執行にあたり一部の企業の利益につながる便宜を図り、結果として、石川区長とその家族が人気の高額マンションを特別な優遇を受けて購入していた事実があるか否かを明らかにすることが本100条調査に与えられた使命であるが、石川区長のみならずその次男までもが積極的に調査に協力する姿勢を見せなかつたことは誠に残念である。

5 石川区長夫人石川月恵さんへの証人尋問

次に、今回のパークコート三番町ヒルトップレジデンスの購入にあたって、これまでの石川区長及び今回の石川区長次男石

川雅也（いじかわまさなり）氏の証言並びに三井側から提出された資料を通じ、当該マンションの購入にあたり、共有名義人の一人である石川区長夫人石川月恵さんが深く関わっていることが明らかになった。

そこで、石川月恵さんの証人喚問を令和2年9月18日15時から実施することとし、令和2年9月5日付で証人出頭請求を送付したところ、石川月恵さんから2020年9月6日付文書が区議会議長他に送付されてきた。

その中で石川夫人は「私は区政にはなんら関与していないし、興味も関心もない。なぜ出頭要請されるのか理解できない」、「そもそも100条委員会の設定自体が不当」、「2度の証人尋問も聞くところによると集団リンチのような嫌がらせで、まともな進行もできていない状態だった」、「一般人を呼ぶ請求理由を示してほしい」と自己保身と議会の調査を冒涜する意見を述べ、当該証人喚問の日は既に予定があり出席できないとの意向を示してきた。

そこで、区議会では、改めて9月8日付で出頭請求した理由及

び証人喚問日の予定の具体的な内容と別途都合の良い日を知らせるように記載した回答文を送付した。

この回答文を受ける形で、2020年9月10付「証人出頭請求の回答について」と題する書簡が改めて送付されてきた。

その書簡によると「100条委員会の内容が不可解であり、改めて自身は区政になんら関与していない」、「こちらの意見が理解できないとは区議会の構造上の問題及び知的問題だと思う」、「自身はなんら関与していないのでどんな質問にも何も申し上げることはございません」、「区議会の人々に人を裁く権限はなく錦糸町や池袋の居酒屋での行動が区民に目撃されており、区民のために汗水たらして働くべき」などと再度自身の主張を一方的に表明してきた。

区議会は9月10日付で再度回答書を送付し、加えて、出席を拒否する理由が正当なものかどうか判断するために改めて証人喚問当日の具体的な予定内容と他に出頭可能な日を示すよう依頼した。

また、9月14日付で「証人出頭請求書」も改めて送付した。

その後、再度の出頭請求に対して、9月15日付の「証人出頭請求について（9月14日付）」とする書面が送られてきた。

そこでは「9月10日の書面に記載されている回答は小学生程度のもので上級学校への進学は不合格」、「弁護士二人も使ってあの程度」、「中身のない建設的でない答えしか出せない委員会に関わるのは無駄」、「物の道理が理解できない、善惡の判断もできない委員会に応じる必要はない」、「何ら関与していないのでどんな質問にも何も申し上げることはない」、「9月18日はすでに約束された予定で不当な人々に正当な理由を述べる必要はない」、「禁錮だの罰金だの暴力団のような脅しをちらつかせてまでしないと人を説得できない恥ずかしい委員会」などする、言葉にするのも憚（はばか）られるような社会人として非礼極まりない意見を示してきた。

区議会では、照会に対する回答が示されていないため、今一度、9月16日付「2020年9月15日付証人出頭請求に関する（9月14日付）の回答」と題した書面を送付し、繰り返し、出頭請求日の具体的な予定の内容、他の日の都合について照会し

た。

これを受け2020年9月17日付で書面が改めて送付され
てきた。

その内容は、「出頭請求日には横浜での国際クラブの活動があ
り、これ以上個人の信条その他を述べる必要はない」、「何回言つ
ても分からぬ貴方、貴会の知的レベルを疑う」、「貴方、貴会は
社会通念から逸脱している」、「2020年9月10日付の私の質
問への回答は不充分・不適当であるので以後の出頭請求は拒否
します」との記載があった。

区議会では、9月17日付の書面に対し、翌9月18日に9月
16日に送付した通知と同様の内容の書面を送付したが、証人出
頭請求書で指定した9月18日15時に証人は正当な理由を明ら
かにすることなく出頭せず、結果として、出頭拒絶となった。

当区議会では、当日開催の100条調査の中で、改めて石川月
恵さんの証人出頭を求めるここと、あくまで証人としての出頭を
拒む可能性も高いので、書面による照会をする旨を決定し、その
上で、証人出頭も文書照会による証言も拒否した場合、告発しな

ければならないことを確認した。

その上で、10月6日付で36項目に及ぶ照会文を石川月恵さんに送付したが、10月13日現在不在を理由に受け取りがされておらず、石川月恵さんから郵便局への連絡も行われていない状況にある。

石川月恵さんが、これまでの書簡の中で、繰り返し証言を拒否する姿勢を示していたこともあり、文書照会の書簡の受け取りがされないことも危惧されたため、同一照会文の写しを石川雅己区長宛てに届けてあったが、石川月恵さんは頑なにその受け取りを拒否しているものと推察される。

こうした状況は区議会として区の事務執行が歪められていたか否かについて真実を追求し区民に対し明らかにしようとしている当100条調査の活動を阻害するもので、甚だ遺憾であり、過日の証人出頭拒絶の事実について、区議会として告発決議を行う必要があると考える。

6 三井不動産レジデンシャルの証言

このように、石川区長をはじめマンションの共同所有者である区長の次男は証人尋問で当該住戸の購入にあたり、区長は三井側から「事業協力者住戸」の説明はなかったと明快に述べ、次男雅也（まさなり）氏は、「説明があったということも記憶にない」と証言した。また、区長夫人月恵さんは、証言そのものを拒絶している。

しかし、既にマスコミで報道されているが、三井側は、当100条調査に対し、書面で、平成27年11月7日に石川区長夫人と次男家族がモデルルームを訪問し、希望住戸を述べて帰られた。

その後、改めて区長夫人石川月恵さんから強い購入意向と受け取れる電話を受けたことで、社内で関係者が協議し、当該住戸を「事業協力者住戸」にしたうえで、そのことを、区長夫人石川月恵さんと次男石川雅也（まさなり）氏にそれぞれ電話で連絡し、その際、申し込みも抽選も必要ないことを伝えたと書面により証言している

この証言をもってしても、石川区長とその家族が当該マンシ

ヨンの一室が「事業協力者住戸」であることを認識していなかつたということは非常に考えにくい

7 千代田区教育長坂田融朗氏への証人尋問

次に、「東京ミッドタウン日比谷」の大規模再開発に関連し、「日比谷エリアマネジメント」への区有地及び区所有の建物無償貸付を決定した当時の担当部長である現千代田区教育長坂田融朗（さかたみちあき）氏、及びパークコート三番町ヒルトップレジデンスの石川区長ならびにその家族が購入した住戸を「事業協力者住戸」とし、申し込み・抽選不要で優遇して販売した所属部門長である当時の都市開発一部長に証人出頭請求することを決定した。

その上で、坂田氏の証人尋問を10月9日10時より行った。まちづくりを進めるにあたっては、開発のノウハウを持った事業者と地権者が協力していくことが肝心であり、全国で展開されている都市開発は例外なくこうした手法で行われている。しかし、坂田氏の証言尋問では、次のようなことが明らかにな

った。

今回の「東京ミッドタウン日比谷」の施設を管理運営するための団体として一般社団法人「日比谷エリアマネジメント」方式という手法を採用することになった。

しかし、この手法に関する内容について、区は、議会を完全に無視し一切の報告を行わず、事実を区民に明らかにしなかった。

また、区では、区有地を活用するにあたって必要不可欠な会議として「用地問題検討会」、「調整会議」及び「首脳会議」を経る必要があるが、極めて短期間で「用地問題検討会」と「調整会議」を開き、しかも、その会議で様々な指摘を受けたことが明らかになっている。

本来の区の意思形成過程として、各会議で示された指摘について再度検討し、課題を解決した上で、意思決定を行う「首脳会議」へ付議するところ、こうした過程を経ることなく無償貸付の手続きを進めた。

さらに、区がさも素晴らしい手法であるかのように述べる本方式の採用については、先に述べたように府内でも一部の関係

者のみでの議論に留め、検討にあたっての内部の打ち合わせや会議の記録も一切残さないといった不適切極まりない行政運営を行っていた。

そして、こうした不透明な意思形成過程や区有地を無償で貸し付けるという重要な政策決定が行われていた同時期に、石川区長には抽選販売の高級マンションが抽選に拠らず次男家族の居住のために販売されていた。

こうした証言内容は、時期的にみても区長が区の総合設計制度や地区計画制度に係る事務執行において、職務権限を背景に三井側から優遇してもらった疑いを色濃くするものである。

しかも、これまでの調査の過程で明らかになったように、7千万円にも及ぶ転売利益を得た石川区長の長男が一時居住していた共同物件の購入にあたっても優遇がなされたのではないかとの疑惑が浮上した。

多くの誠実な職員が区民のために懸命に職務にあたっている中、こうした、区政のあるべき姿を歪めた行政執行の進め方は、今定例会で明らかになった契約手続き上の職員による不祥事以

上に大きな問題であり、石川区長の責任は重大である。

8 今後の100条調査について

今後については、これまでの調査や証人尋問で明らかになつた事実と石川区長の過去の委員会での答弁及び6月16日の証人尋問の内容とが一致していない事項等について、改めて石川区長の証言を得る必要がある。

既に決定している三井不動産レジデンシャル株式会社の当時の所属部門長に加え証人喚問を行い、千代田区の総合設計制度及び地区計画制度に関する事務執行が適切に行われていたかについて、精力的に調査をしていく。

また、同じく三井不動産レジデンシャル株式会社が販売した飯田橋駅西口再開発事業により完成した「パークコート富士見ザ・タワー」について、こちらも、これまでの調査で抽選せずに石川区長及びその家族が購入し、その後転売することで約7千万円もの売却益を享受していた事実が明らかになっている。

加えて、区長公用車が公式日程に記載のない用事で度々三井

不動産株式会社及びその関連企業の本社が所在する日本橋室町に赴いていた事実もある。

こうした事実についても併せて調査をしていく。

その上で、再度関係者を告発する必要が生じた場合、その手続きを進めていくこととします。

以上、当委員会における調査経過についての第2回中間報告を終わります。